

令和7年度

住宅団地再生推進モデル事業
(住宅市街地総合整備事業)

募 集 要 領

令和7年2月

目 次

1. 事業の趣旨・目的	2
2. 募集内容	3
(1) 概要	3
(2) 詳細	4
(3) 提案・採択及び補助実施年度の考え方について	7
(4) その他	7
別紙 補助金の額及び対象経費等	9
3. 事業実施の流れ	11
(1) 応募手続	13
(2) 評価及び採択について	15
(3) 補助金の交付手続等	16
(4) 成果物の帰属・活用等	19
(5) その他補助の条件	20

1. 事業の趣旨・目的

高度経済成長期以降、都市への人口流入の受け皿として都市の郊外部を中心に全国的に開発されてきた住宅団地では、急激な住民の高齢化や居住世帯数の減少等が顕著に進行しており、地域コミュニティの活力の低下、住宅・施設の老朽化や空き家・空き地の発生、交通機能等の必要なサービスや都市機能の低下など、様々な課題が顕在化しつつあります。

住宅団地再生を巡っては、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現するため、令和2年に地域再生法における地域住宅団地再生事業が創設されましたが、地域住宅団地再生事業の拡充や施設整備支援の充実を図る目的で同法が改正され、令和6年10月1日より施行されました。

地域再生推進法人が、市町村に対し、地域住宅団地再生事業計画の作成等を提案できる仕組みの創設や、市町村が地域住宅団地再生事業計画を作成・公表した場合の措置として、住居専用地域における小規模店舗やコワーキングスペースなどの日常生活に必要な施設に係る用途規制の緩和等を追加するなど、官民連携による住宅団地の再生をこれまで以上に後押しする制度となりました。

また、補助制度については、地域のまちづくり活動や既存ストックを活用した生活支援施設等の整備等について支援を行う住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）が平成30年度に創設されました。

これらの支援制度を活用いただきながら、住宅団地が自立的かつ持続的に再生していくためには、自治体や民間企業等のサポートを受けながら、地域活動等を行う地域住民や地域組織が主体的に考え、取組んでいくことが重要です。

本モデル事業は、このような観点から、地域住民等による持続可能な住宅団地再生のモデル的な取組手法の確立に資する事業の提案を広く公募し、モデル性の高いものとして採択された取組に対して支援を行うことにより、住宅団地再生の推進に寄与する先行・優良事例の蓄積と全国への横展開を図ることを目的とします。

2. 募集内容

(1) 概要

- 地方公共団体、民間事業者等の創意工夫による持続可能な住宅団地再生の取組に資するモデル的な活動を募集対象とします。

※本公募は令和7年度予算によるものであり、令和7年度予算成立等が事業実施の条件となります。

- 令和7年度の募集期間は、**2月12日(水)～3月11日(火)**までです。
- 事業期間は、補助金の交付が開始される年度から**最大3箇年度以内**です。
- 補助対象となる事業は、「住宅市街地総合整備事業（住宅団地ストック活用型）」と同様であり、次に掲げる事業のいずれか又はこれらを組み合わせた事業とします。

① 団地再生の取組に向けた体制整備

- ・ 整備計画策定等事業（整備計画作成、事業計画作成、推進事業）

② 既存ストックの改修等によるハード整備

- ・ 市街地住宅等整備事業（共同施設整備等、公共空間等整備、循環利用住宅整備）
- ・ 居住環境形成施設整備事業（地区公共施設等整備）

補助対象事業	事業主体	補助対象費用	補助率	事業期間
① 団地再生の取組に向けた体制整備 例) 計画作成、普及啓発、人材育成 等	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社 民間事業者等	調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用 等	国：定額補助 （300万円を限度）	最大3箇年度 （補助金の交付開始年度から起算）
② 既存ストックの改修等によるハード整備 例) 既存ストックを活用した活動拠点づくりや居住継続機能施設の整備 等	地方公共団体 都市再生機構 地方住宅供給公社 民間事業者等	住宅団地再生に資する施設・住宅の改修工事費、公園・緑地・広場の整備に要する費用 等 （設計費等含む）	国：1/3※ 地方：1/3※ ※なお、地方公共団体や民間事業者等による負担は、既存ストックを賃貸等する際の価格の減免や固定資産税等の減免など現物による負担を含めるものとする。 詳細は、(2)エをご参照ください。	最大3箇年度 （補助金の交付開始年度から起算）

(2) 詳細

ア) 事業主体

- 事業主体は、地方公共団体及び以下のいずれかの要件に適合する都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等です。

①	地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 19 条第 1 項に規定する地域再生推進法人等であること又は地域再生推進法人等の法人となることを予定している者（以下「推進法人等」という。）
②	地域再生推進法人等と連携し、住宅団地再生に取り組んでいる者

- 民間事業者等が事業主体となる場合には、対象となる住宅団地が所在する**地方公共団体に相談・連携**のうえ、提案書等を作成し応募してください。
- 複数の事業主体が連名により応募することも可能ですが、その場合は代表者や事業実施にあたっての責任者を明確にしてください。
- なお、1 団地につき、複数の団体が応募することも可能です。

イ) 対象となる住宅団地

- 提案の対象となるのは、一定規模以上（概ね 5 ha 以上）の住宅団地です。

ウ) 対象となる取組

- 対象となる取組は、資金面又は人材面の観点から継続性を考慮した取組です。
- 次に掲げる取組のいずれか又はこれらを組み合わせた取組が補助対象となります。

① 団地再生の取組に向けた体制整備（計画作成、普及啓発、人材育成等）

本モデル事業による補助完了後も、民間事業者等が主体となり継続的な団地再生に取り組むことが期待できるような体制づくりやその活動が支援対象となります。

例)

○ 団地再生に取り組む住民組織の構築（推進事業）

- ・ 有識者等の派遣による勉強会の開催
- ・ 住民組織の法人化 など

○ 地域課題の調査検討（推進事業）

- ・ ワークショップによる地域住民の意見集約
- ・ 住民アンケートによるニーズ調査
- ・ 地域交通の導入可能性調査 など

○ 地域住民の機運醸成（推進事業）

- ・ シンポジウムの開催
- ・ 地域イベント（夏祭り等）を活用した周知・啓発 など

○整備計画の作成（整備計画作成）※¹

- ・整備地区の選定のための土地利用・施設現況等の調査
- ・整備計画の作成に必要な現況の測量や現況図の作成
- ・物件および権利関係の調査や基本構想の作成 など

○事業計画の作成（事業計画作成）※¹

- ・事業計画の作成に必要な現況の測量や現況図の作成
- ・物件および権利関係の調査や基本構想の作成 など ※²

※¹ 整備計画および事業計画はハード事業に取り組む際に必要となるものです。

※² その他、「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」（平成16年4月1日付国住市第352号国土交省住宅局通知）に定める「整備計画策定等事業」に準ずる取組が支援対象となります。

②既存ストックの改修等によるハード整備（活動拠点づくり、居住継続機能施設、住替支援施設の整備等）

住宅団地の再生につながる活動拠点づくりや居住継続機能施設（高齢者支援施設、子育て支援施設等）の整備など、ハード整備に関する取組が支援対象となります。

- 例）
- ・共同住宅等の既存ストックの改修による高齢者支援施設、子育て支援施設、コワーキングスペース、生活サービス拠点となる施設や住替支援施設（生活支援施設）の整備
 - ・公共空間のバリアフリー化や、既存公共施設・コミュニティ施設等の改修による整備
 - ・公園、緑地、広場の整備 など※¹

※¹ その他、「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」（平成16年4月1日付国住市第352号国土交省住宅局通知）に定める「市街地住宅等整備事業」および「居住環境形成施設整備事業」に準ずる取組が支援対象となります。

- なお、上記①および②を組合わせて提案する場合は、必ずしも同年度に実施する必要はなく、例えば初年度に体制整備に取り組む、翌年度以降にハード整備等に取り組むことなども可能です。

工) 補助対象・補助率等

➤ 補助対象や補助率等は、体制整備とハード整備で異なります。

① 団地再生の取組に向けた体制整備

補助対象：調査検討、計画策定、普及・広報等に要する費用^{※1}

補助率：国：10/10（300万円を限度）

② 既存ストックの改修等によるハード整備

補助対象：改修工事に要する費用（設計費等含む）^{※1、※2、※4}

除却工事に要する費用（設計費等含む）^{※1、※3、※4}

公園、緑地、広場の整備に要する費用^{※1}

補助率：国：1/3 地方：1/3

現物負担：地方公共団体や民間事業者等による負担は、既存ストックを賃貸等する際の価格の減免や固定資産税等の減免など、現物による負担を含めるものとします。

※1 その他、住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日付国住市第352号国土交省住宅局通知）に定める「整備計画策定等事業」「市街地住宅等整備事業」「居住環境形成施設整備事業」に準ずる取組が支援対象となります。

※2 生活支援施設（住替支援施設、生活サービス拠点施設、交通関連施設等）および高齢者支援施設、子育て支援施設については、10,000,000円/施設を限度とします。

※3 地方公共団体又は地域住民協議会からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却に限ります。

※4 「令和6年度における住宅局所管事業に係る標準建設費等について（改正 令和6年12月17日付国住備第99号、国住整第193号、国住市第38号国土交通事務次官通知）」第9（2）に定める除却工事費（木造建築物の場合32,000円/㎡、非木造建築物の場合46,000円/㎡）を限度とします。

➤ 補助対象となる経費の詳細は別紙をご参照ください。

➤ 地方公共団体や民間事業者等による負担は、現物負担相当額を補助対象業費に含めて算定することができます。地方公共団体及び民間事業者等の現物負担として考えられるものは以下の通りとなります。

① 地方公共団体の現物負担

重点整備地区内にある地方公共団体が所有する不動産（以下「公的不動産」）を活用してハード整備を実施する場合における、以下の例示に相当する額を地方公共団体の現物負担とすることができる。ただし、法令に基づき当然に実施すべき譲渡減免、賃貸料の減免及び税の減免は除く。

<例示>

a) 民間事業者等に公的不動産を譲渡する際の価格の減免

b) 民間事業者等に公的不動産を賃貸する際の賃料の減免

c) 住宅団地再生推進モデル事業に係る施設又は当該施設の存する土地（民間事業者等が所有するものに限る。）に係る固定資産税もしくは都市計画税の減免

② 民間事業者等の現物負担

重点整備地区内にある民間が所有する不動産^{※1}（空き家等。以下「民間不動産」という。）を活用してハード整備を実施する場合における、以下の例示に相当する額を民間事業者等の現物負担とすることができる。

※1 補助金の交付申請時点で、事業主体（応募者）もしくはその構成員が所有する不動産に限ります。なお、複数の事業主体が連名で応募する場合は、その構成員が所有する不動産も対象となります。

<例示>

- a) 民間事業者等に民間不動産を譲渡する際の価格の減免
- b) 民間事業者等に民間不動産を賃貸する際の価格の減免

オ) 事業期間等

- 事業期間は、補助金の交付が開始される年度から最大3箇年度以内です。
- 事業の最終年度には、本モデル事業を活用して実施した取組内容や、その活動を通して得た知見や成果、今後の展望等をまとめた「成果報告書」を提出していただきます。
- また、事業が複数年度にまたがる場合には、各年度の取組内容や成果を中間報告していただきます。

(3) 提案・採択及び補助実施年度の考え方について

- 提案は、単年度又は複数年度単位で採択します。複数年度にまたがる取組について採択された場合は、翌年度再び応募書類を提出し採択される必要はありませんが、補助金の交付申請は各年度行っていただく必要があります。
- 複数年度単位で提案が採択された場合でも、その提案内容に変更が生じた際には速やかに国土交通省に報告し、協議を行ってください。
- 詳細は、「3. 事業実施の流れ」をご確認ください。

(4) その他

- 本モデル事業は、地域住民や民間事業者等による持続可能な住宅団地再生のモデル的な取組の確立およびそれらの取組を全国的に横展開することを目的として、資金面又は人材面の観点から継続性を考慮した活動に対して支援を行うものであって、事業活動の継続支援を行うものではありません。このため、本モデル事業による支援によって得た成果を生かして、今後の活動に向けた資金調達や活動の収益化につなげるなど、補助完了後には自立かつ継続して事業を展開していただくことを見据えた取組でない場合、応募の対象とはなりません。
- 住宅団地再生の推進の観点から公益性のない取組やモデル的とは言えない取組は対象となりません。例えば、補助金を受けることにより、直接事業者の利益とし、損失を補填すること、単に従来から実施している事業の経費に充てること等を目的とする取組は本事業の対象となりません。

- 本モデル事業における代表者及び事業実施責任者を明確にし、かつ、経理担当者を設置し、会計帳簿、監査体制を備えるなど、事業実施に係る責任体制を整備してください。

- 事業の実施にあたっては関連法令、関連条例を遵守してください。補助により実施した事業が関連法令等に違反していることが確定した場合には、補助金交付決定の取り消しや補助金返還を求めることがあります。

補助金の額及び対象経費等

1. 補助金の額

本モデル事業に係る補助金の額は、募集要領 2. (2)エに掲げる額の合計以内の額とします。また、予算枠や応募状況等を踏まえて調整のうえ、決定させていただくことがあります。

2. 計上できる経費

対象経費として計上できる経費項目は以下のとおりです。

各経費の詳細および補助限度額等は、「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」（平成16年4月1日付国住市第352号国土交省住宅局通知）、「住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について」（平成7年11月20日付建設省住総発第172号住宅局長通達）および「住宅局所管事業関連共同施設整備等補助要領等細目」（平成12年3月24日付建設省住宅局長通知）の定めによります。

(1) 調査検討、計画作成、普及・広報等

① 給料及び職員手当等*

専ら本事業の執行のために直接必要となる補助事業者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成法人等に属する個人）の給料（実施担当者・事務局員の人件費）。

※ 地方公共団体の場合は対象外

② 賃金

専ら本事業の執行に直接必要な補助員等の賃金（アルバイト等の人件費）。ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。

③ 報酬

事業の実施のために直接必要な外部講師等への謝礼金、補助事業者の構成員（個人）又は構成員に所属する者（構成企業等に属する個人）が行う専ら本事業の執行のために直接必要となる活動に対する対価（ただし、委託契約及び雇用契約によらないもの）。

④ 旅費

会議出席等、事業実施のために必要な交通費、宿泊費（補助事業に関わる補助員等に対するものを含む）。

⑤ 需用費

事業の実施のために直接必要な消耗品費（文房具、消耗器材等、図書購入費等）、自動車等の燃料費、印刷製本費（設計書、図書、報告書、帳簿等のコピー代、印刷費等）、事業を実施する目的で使用する事務所等の光熱水費（電気・水道・ガス等の使用料及び同計器使用料等）。

※ 上記のうち、文房具、図書等で事業期間後も残存するものは2万円未満のものに限ります。

⑥ 役務費

事業の実施のために直接必要な通信運搬費（郵便、電信電話料及び運搬料等）、広告料（新聞、雑誌その他への広告掲載等）、手数料（物品保管料、登記手数料、物品取扱手数料等）。

⑦ 委託料

事業の実施のために直接必要な調査・計画作成等の委託料（委託契約を締結しない発注書による委託処理の場合も含む）。ただし、補助事業の主たる部分を除く。

⑧ 使用料及び賃借料

事業の実施のために直接必要な自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料。ただし事務所の敷金・礼金、借り上げた物品等の設置料等、初期費用は除く。

（２）改修工事

既存ストックを活用した改修工事に要する費用及び当該工事に必要となる測量試験・設計に要する費用^{※1、2}

（３）除却工事

除却工事に要する費用及び当該工事に必要となる測量試験・設計に要する費用^{※1※2※3}

（４）公園、緑地、広場の整備

公園、緑地、広場の整備に要する費用

※1 消費税及び地方消費税は、補助対象外です。

※2 事業の目的に鑑みて著しく高価な装飾、材料又は設備等を使用した部分の改修工事費は補助対象外です。また、事業の完了後に補助金により当該施設に著しく高価な装飾等を設置していることが判明した場合、補助金返還の可能性がります。

※3 地方公共団体又は地元住民協議会等からの要請に基づく用途の整備に伴う既存建築物の除却が対象になります。

（５）計上できない経費

本モデル事業では、次のような経費は計上することはできませんので、ご注意ください。

① 事業の補助員等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当）

ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については計上できます。

② 耐用年数が1年を越えるような備品等の購入費

耐用年数が1年を越えるような備品等については原則としてリース等により対応してください。

③ 懇親会等の事業の執行上特に必要のない飲料費、食費等

④ 国内外を問わず、シンポジウム、セミナー等応募者の活動によらない単なる会合等への出席のための交通費、宿泊費、参加費

⑤ 事業中に発生した事故・災害の処理のための経費

⑥ 土地購入、不動産購入、水道分担金、竣工式等式典の費用

⑦ 既存ストックを活用した改修工事を行う建築物と一体でない家具、調度品、絨毯、カーテン等の制作・購入又は借用のための費用

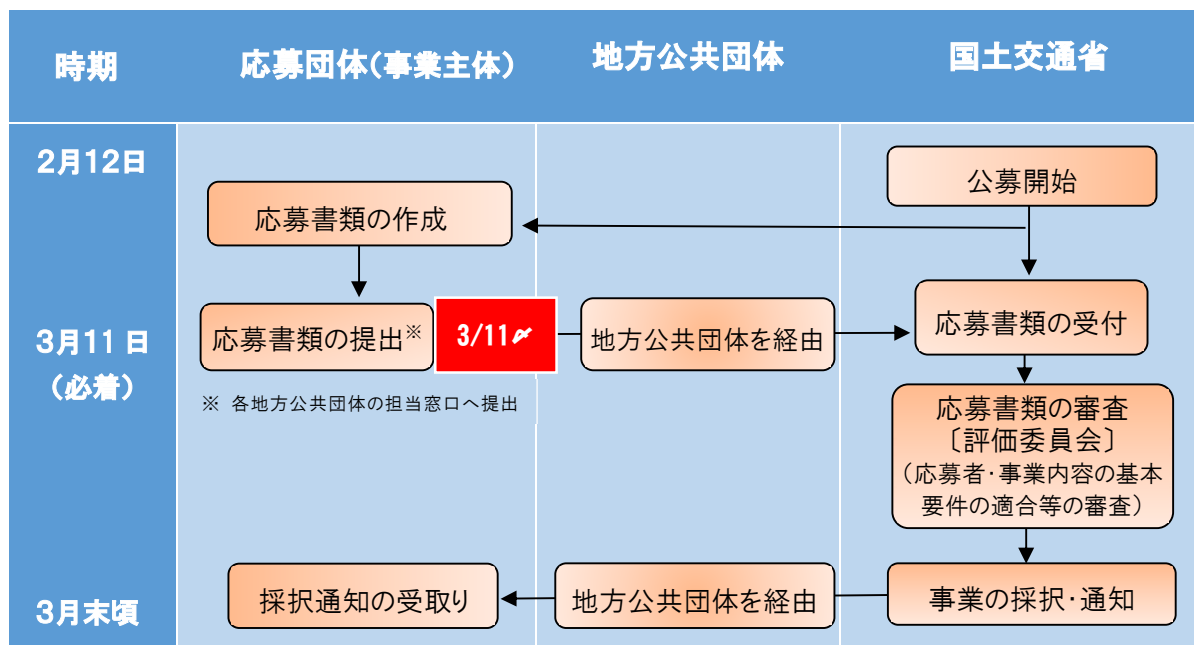
⑧ その他、当該事業の実施に関連性のない経費

3. 事業実施の流れ

➤ 事業実施の流れは、下表をご参照ください（時期については変更の可能性あり）。

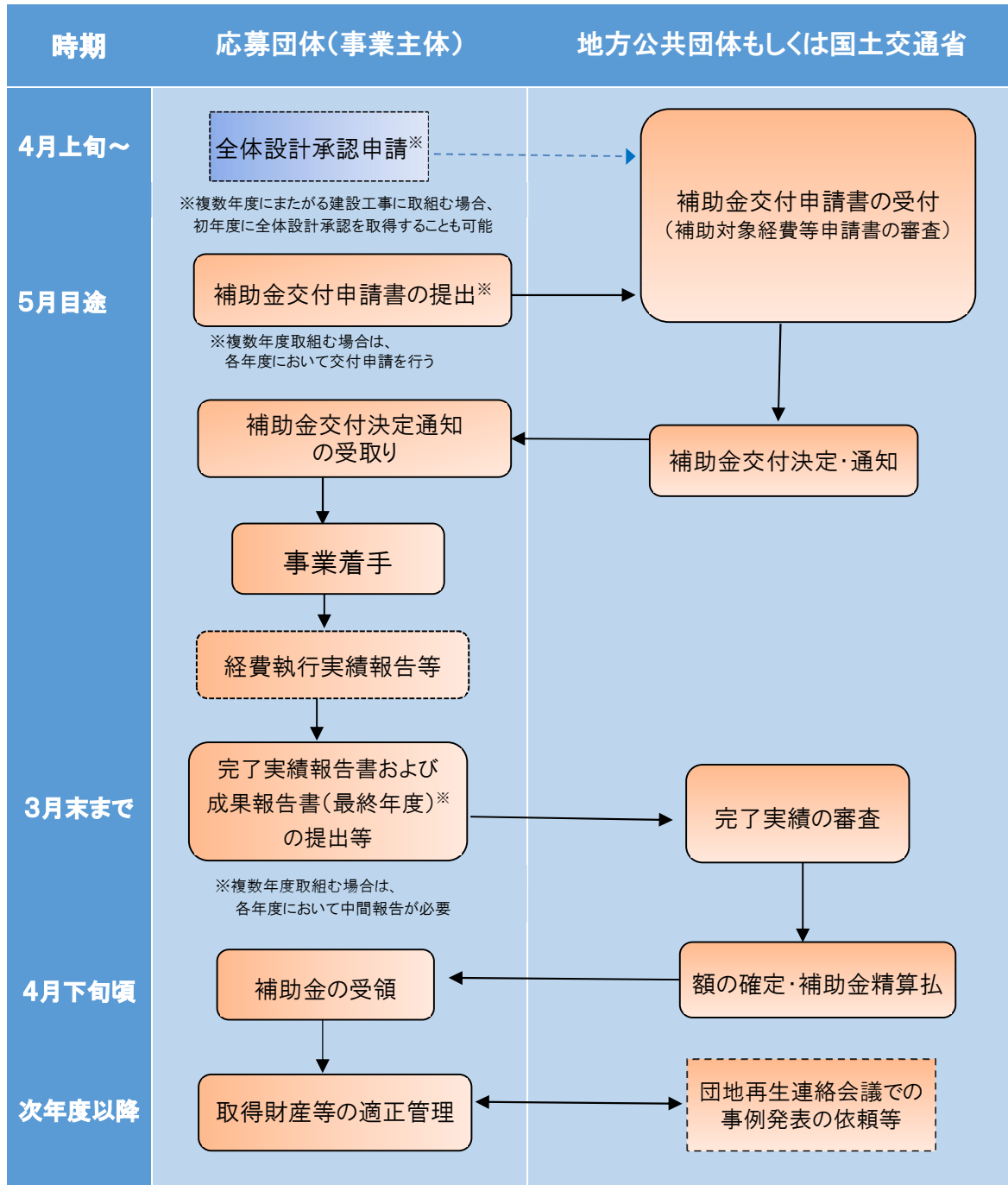
【応募～事業の採択】

➤ 応募書類は、対象となる住宅団地が所在する各地方公共団体（市区町村）の担当窓口へご提出ください。（応募者が地方公共団体の場合は、国土交通省へ提出）



【補助金の交付申請～補助金の受領】

- 複数年度にわたり事業に取り組む場合には、下表内の「補助金交付申請書の提出」～「補助金の受領」までを毎年度行っていただく必要があります。
- 補助金交付申請書等の提出先は以下の通りです。
交付申請の内容が、
 - ①体制整備のみの場合：国土交通省
 - ②ハード整備を含む場合：地方公共団体（市区町村）の担当窓口
(応募者が地方公共団体の場合は、国土交通省)



(1) 応募手続

① 応募書類

- 以下に該当するものを全て提出してください。なお、提出の際には提出物一式が揃っていることを確認してください。提出物や内容に漏れがある場合は、審査対象外となります。また、提出期間終了後に、応募書類に誤りがあったことが判明しても、差し替えは不可となりますので、提出前に誤りが無いかご確認ください。

応募様式（様式1～様式5、添付書類）

応募をしようとする者は、公募期間中に応募様式に従って、作成・提出してください。データ形式をPDF等に変換せず、Excelのままとしてください。

- ・（様式1）：応募者の概要
- ・（様式2）：提案事業
- ・（様式3）：提案事業の資金計画
- ・（様式4）：提案事業の補助の期間内の事業実施工程表
- ・（様式5）：提案事業に係る提案団体及びその他団体等との業務役割分担等*

※複数の事業主体が連名により応募する場合のみ提出が必要になります。

- ・（添付書類）団体の設立目的、活動内容がわかるもの（様式任意）※1※2

※1 活動団体で作成しているHPに上記事項の記載がある場合には、添付書類の提出は不要です。（「様式1」の対象項目に該当するHPのURLを記載してください。）

※2 複数の事業主体（地方公共団体除く）が連名により応募する場合、各団体分をご提出ください。

- 民間事業者等が応募書類を作成するうえでは、対象となる住宅団地が所在する地方公共団体によく相談、連携のうえ提出してください。

② 応募書類の提出先及び提出期限

ア) 提出先・提出方法等

➤ **応募者が【地方公共団体】の場合**

- ・提出先：管轄の地方整備局の担当窓口
- ・提出方法：管轄の地方整備局担当窓口に応募書類一式（電子データ）をメールにて送付ください。
- ・問い合わせ先：国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 佐藤・梅澤
[TEL:03-5253-8517](tel:03-5253-8517)（直通）

➤ **応募者が【地方公共団体以外（都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等）】の場合**

- ・提出先：対象となる住宅団地が所在する各地方公共団体（市区町村）の住宅団地再生担当宛て
- ・提出方法：応募書類一式（電子データ）を、各地方公共団体（市区町村）が指定する提出先（メールアドレス）にメールにて提出してください。
なお、メールアドレス等は担当者までお問い合わせください。
- ・問い合わせ先：上記の地方公共団体の住宅団地再生担当

イ) 提出期限

令和7年3月11日(火) 17時 メール必着

③ 応募書類作成の留意事項

- ア) 原則1様式1枚以内とすること(「様式2」を除く)。
- イ) 応募書類はすべてA4版、文字サイズは10ポイント以上(「様式2」を除く)とすること。
- ウ) 応募書類に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によること。
- エ) 活字体(手書きは不可)で作成すること。
- オ) 規定の枚数内になるようにしておくこと。また、データの形式は変更しないこと。
- カ) 上記ア～オの事項が守られていない応募書類については、審査対象外となります。

④ その他の留意事項

- ア) 同一の内容で国又は地方公共団体から他の補助金等を受けている事業の応募は認めません。
- イ) 同一の応募者が同一の提案内容を重複して応募することはできません。
- ウ) 暴力団(地方公共団体が定める暴力団排除条例に規定する暴力団)、暴力団員等(同条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者)、及び法人その他の団体の代表者又は使用人その他の従業員若しくは構成要員に暴力団員等に該当する者があるものは、補助金の交付対象とはならず、応募することはできません。
- エ) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- オ) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、提出された応募書類を全て無効とします。
- カ) 応募書類について、この募集要領及び応募様式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがあります。
- キ) 提出された応募書類は原則返却しません。
- ク) 採択した応募書類の内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ケ) 応募書類の提出後において、原則として応募書類に記載されたいかなる内容の変更も認めません。
- コ) この募集要領および応募様式に示された事項を遵守しない場合は、採択の取消しや補助金の返還を求めることがあります。
- サ) 手続きの詳細については、今後変更する場合があります。

(2) 評価及び採択について

① 評価及び採択の方法

提出された応募書類に対しては、原則として、評価委員会による評価を踏まえて、本モデル事業に係る令和7年度予算の範囲内で国土交通省が事業の採択を決定します。評価にあたっては、書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行います。

なお、審査の経過や方法等に関する問い合わせには応じませんので、あらかじめご了承ください。

② 評価基準

以下の視点により総合的に評価します。

ア) モデル事業の趣旨・目的への適合性

「本モデル事業の趣旨・目的を十分に理解しており、個別の事業者の営利に直結するものではなく取組内容に公益性が認められるものか」の観点から評価します。

イ) 提案事業の実現可能性

「提案事業の目的、取組内容、役割分担、スケジュール等が具体的かつ現実的なものであるか」の観点から評価します。

ウ) 提案事業の効率性

「提案事業の実施により、課題解決に対する費用対効果が最大限発揮されるか」の観点から評価します。

エ) 提案事業の持続可能性・発展性

「補助期間終了後に提案事業が資金面又は人材面において自立的に継続・発展するか」の観点から評価します。

オ) 提案事業の波及性

「提案事業のノウハウ・成果を公表・展開することで、他地域における課題の解決につながるか」の観点から評価します。

カ) 提案事業の創意工夫

「提案事業の具体的な取組内容やノウハウ・成果等に住宅団地再生に資する取組を行う上で課題を解決する効果が見込まれる創意工夫（全国的に実績は少ないが効果が高いと見込まれるものを含む）があるか」の観点から評価を行います。

キ) 国及び市区町村の施策への整合性

国の住宅団地再生対策に係る考え方や、実施地域の市区町村が定めた団地再生に関する事業計画等に則した取組と認められる場合について、評価する上で配慮します。

③ 採択及び採択の通知

- 評価委員会による評価を踏まえて、国土交通省において採択又は不採択を決定します。
- 応募団体に対して国土交通省から地方公共団体を経由して、選定結果として採択通知あるいは不採択通知を発出します。また、採択した事業については団体名及びその事業概要を公表します。
- 採択にあたっては、国土交通省または地方公共団体より個別に事業内容や補助額等について調整させていただくことがあります。その際、審査結果に基づき、事業内容について一部変更を求めることがあります。また、必要に応じて資金計画や事業内容に関する資料を提出していただくことがあります。
- 採択通知の送付後に、交付申請の手続き等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには交付申請等の手続きを行う必要があります。

④ 事業採択後の手続き等

- 採択後、交付申請手続の他、完了報告等、種々の書類作成・報告等がございます。この際、国土交通省もしくは地方公共団体から補助金の交付申請手続きに必要な連絡、確認、指示等を行う場合がありますので、速やかな連絡等が可能となるようにしてください。書類の提出が遅れる、書類作成に関する事務局からの指示に従わない、連絡が取れない等、補助事業者の義務を果たすことが困難と判断された場合、補助金を交付しない場合があります。
- 原則、令和7年度の補助金の支払は令和8年4月末を予定しておりますが、必要に応じて、事業期間中にそれまでに執行した費用相当分の補助金の中間支払いが可能です。

(3) 補助金の交付手続き等

① 交付申請

交付申請は、国土交通省が定める期間に行っていただきます。この交付申請がなされない場合、採択事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

② 交付決定

補助金交付申請を受けた後、以下の事項等について審査し、国土交通省または地方公共団体が交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平成16年4月1日付国住市第350号国土交省事務次官通知）「住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱」（平成16年4月1日付国住市第352号国土交省住宅局通知）及び本募集要領の要件を満たしていること。

※ハード整備に取り組む場合には、制度要綱に定める住宅市街地整備計画の策定や事業計画の策定等も交付決定時の要件となります。

- ・ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

- ・補助対象経費は、交付決定日以降に発生する経費となりますので、ご注意ください。

③ 計画変更の承認等

- 補助事業者は、やむを得ない事情により、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省または地方公共団体の承認を得なければなりません。
 - ・補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
 - ・補助事業を中止又は廃止する場合
- また、事業主体は、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省または地方公共団体に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 必要な手続きを行わず、予定していた検証が取り止めになる場合等、計画内容に変更があり交付決定にした内容と異なるものとなった判断されたものについては、補助対象となりません。また、既に補助金が交付されている場合には、当該補助金の返還を求めることがあります。

④ 完了実績報告等

ア) 経費執行実績の報告

交付決定時の内容及びそれに付した条件どおりに経費の執行が行われているかを確認するため、報告時点における経費の執行実績を報告していただきます。

国土交通省が承認していない経費の支払いが行われている場合は、補助金が交付できない場合があります。補助事業者は、国土交通省または地方公共団体の確認後の経費執行実績に基づき、イ) 完了実績報告時に改めて最終の経費執行実績報告をしていただきます。

イ) 完了実績の報告

補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止を含む。）したときは、補助事業の完了の日から起算して一箇月を経過した日までに、完了実績報告書を国土交通省または地方公共団体に提出しなければなりません。補助事業者は、完了実績報告書を国土交通省または地方公共団体に提出するにあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

完了実績報告時には、請求書、領収書、契約書等の写しのほか、「送金伝票の写し（支払済みであることを金融機関等の第三者による公的に証明できる書類）」等により支払いを確認します。

ウ) 成果報告書の提出

補助事業者は、最終年度末に国土交通省が定める様式等により成果報告書を作成し、国土交通省に提出していただきます。成果報告書や本モデル事業を活用し提出された資料等は、補助事業の実施により得られた成果を広く共有するため、事業周知用のホームページに掲載する等により公開させていただく場合があります。

⑤ 複数年度にまたがる場合（全体設計承認手続き）

- 建設工事が、複数年度にまたがる場合、本年度の交付申請の前に全体設計承認申請書を国土交通省に提出し、あらかじめ各年度の事業計画の承認を受けることもできます。
- 各年度の予算の配分の通知は、当該年度の予算成立後に行います。予算の状況等により、要望どおりの配分とならない場合もあります。
- その他、以下の点に留意してください。
 - ・採択後に承認を受けた全体設計及び各年度予算成立後に行われる予算の配分の通知に従い、交付申請を行ってください。
 - ・翌年度の事業については、改めて事業の提案を行う必要はありません。承認を受けた提案内容に沿って、翌年度交付申請を行ってください。
 - ・承認を受けた提案内容を途中で変更しようとする場合には、速やかに国土交通省に協議を行っていただく必要があります。

⑥ 交付決定の取消、補助金の返還及び罰則等

- 万一、関係規程等に反する行為がされた場合には、「住宅市街地総合整備事業制度要綱」（平成16年4月1日付国住市第350号国土交省事務次官通知）第22に基づく交付決定の取り消し、補助金の交付の停止、補助金の返還命令、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第29条から第32条までの規定による罰則措置が講じられることに留意してください。

⑦ 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書を速やかに国土交通省に提出しなければなりません。
- 国土交通省は、この提出を受けた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国に納付させることとします。

⑧ 経理書類の保管

- 補助事業者は、本補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収入又は支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければなりません。

(4) 成果物の帰属・活用等

① 知的財産権の帰属等

- 補助事業により生じた知的財産権は、補助事業者に帰属します。ただし、作成した成果物についてはホームページ等に公開し、広く一般に無償で提供してください。
- その他、提案内容や補助事業によって得られた成果を国土交通省及び地方公共団体等が自らの判断により一般に公開することを妨げないこととします。

② 取得財産の管理

- 補助事業者は、本補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、本補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。
- 補助事業者は、設計費に係るものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が 50 万円以上のものについては、補助事業完了後 10 年（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日付け大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつてはその耐用年数）以内に大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すことはできません。

なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

③ 情報の公開・活用

- 事業完了後に提出いただく成果報告書は、国土交通省や地方公共団体のホームページ等において公開される場合があります。
- 普及促進を目的に広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。
- この場合、応募書類、成果報告書等に記載された内容等について、提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開いたしません。

④ 事業に関するアンケート・ヒアリングへの協力

- 補助事業者は、事業実施内容の検査や事業の結果、効果等の確認のために事後のアンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

⑤ 刊行等

- 補助事業者は、補助事業の結果又はその経過の全部若しくは一部を刊行し、又は雑誌等に掲載する場合に、補助金による成果である旨を明記することができます。

(5) その他補助の条件

- この募集要領の定めによるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。
 - ア) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
 - イ) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
 - ウ) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）
 - エ) 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
 - オ) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付建設省住発第 120 号住宅局長通達）
 - カ) 住宅局所管事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省住総発第 172 号住宅局長通達）
 - キ) 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付建設省会発第 641 号建設事務次官通達）
 - ク) 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付国住総第 37 号住宅局長通知）
 - ケ) 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15 日付国住生第 185 号）
 - コ) 住宅市街地総合整備事業制度要綱（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 350 号国土交通省事務次官通知）
 - サ) 住宅市街地総合整備事業補助金交付要綱（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 352 号国土交通省住宅局長通知）
 - シ) 住宅市街地総合整備事業事務処理要領（平成 16 年 4 月 1 日付国住市第 351 号国土交通省住宅局長通知）
 - ス) その他関連通知等に定めるもの